

滋賀県立

精神医療センターたより

第25号 平成29年9月発行

- 政策医療としてのアルコール健康問題
- アルコール問題の当センターでの取組みについて
- 「日帰り光トポグラフィー検査」をはじめました
- ナースマラソンに参加しました
- BLS 研修を行いました
- 訪問看護を行っています
- 医療観察法病棟入院対象者の状況
- アクセス・受診案内

政策医療としてのアルコール健康問題

飲酒に関する国の対策として、これまで、未成年の飲酒や飲酒運転には様々な取組や対策がありましたが、成人の過量の飲酒についての啓発や対策は、その莫大な医療的・経済的損失に関わらず、十分とはいえませんでした。その中、平成25年に「アルコール健康障害対策基本法」が成立しました。

アルコール健康障害対策基本法は、酒の文化的、産業的価値を尊重しつつも、過量な飲酒で起こるアルコール健康問題に対して、その知識の普及と対策を各方面に促すものです。

滋賀県でもこれに基づき、平成30年度からのアルコール健康障害対策推進計画の実施に向けて検討がされています。

当センターは平成4年の開設当時から政策医療として、アルコール依存症の治療に取り組んでおり、専門医療機関の立場から、その計画の作成に積極的に関わっております。

今後も更に地域のアルコール医療の向上に役立てるため、何が必要か検討を続けていきます。



アルコール問題の当センターでの取り組みについて

当センターでは、アルコール専門外来を設け、詳細な病歴把握、病状評価、各種検査等を実施し、正確な診断と治療に努めています。通院治療では、患者に対しては、アルコール薬物再摂取予防プログラム(SMARPP)に基づく集団精神療法を、患者家族に対しては、家族支援技法(CRAFT)を取り入れたアルコール家族プログラムを実施し、アルコール依存症に対する正しい理解とその対応への支援を行っています。

また、入院治療では、断酒教育入院として、アルコールリハビリテーションプログラム(ARP)を実施しています。さらに、連続飲酒状態への解毒入院治療や、アルコールの離脱によって起こるせん妄状態に対する入院治療などを医療チーム全体で、個々の患者に最適な治療を検討し、実施しています。

加えて、当センターの医師が県内各地の保健所で実施するアルコール相談へ出向き、県全体のアルコール問題対策に参画しています。



「日帰り光トポグラフィー検査」をはじめました

当センターでは、平成28年6月から「光トポグラフィー検査入院プログラム」を実施しております。この検査は、うつ症状の鑑別診断補助に有用な検査とされており、かかりつけ医療機関からの紹介状を持参して、ご利用いただいております。今年7月から、利用者の方の利便性を考慮し、入院を伴わない「日帰り光トポグラフィー



検査」を追加で開始しました。これは、2日間の通院で、上記入院プログラムと同様の検査を行います。費用は3割負担の保険診療の場合、9千円程度となり、利用者の方のご都合に合わせてやすくなりました。

詳細はホームページをご覧ください。



<http://www.pref.shiga.lg.jp/e/seishin/shinryo/dock/hikaritopo.html>



「こころの日」ナースマラソンに参加しました

日本精神科看護協会では、毎年7月1日を「こころの日」と定め、精神障害への理解、精神障がい者に対する差別や偏見の解消、ノーマライゼーションの実現を目的としています。



当センターは日本精神科看護協会滋賀県支部に参加しており、その行事として県内の精神科に勤務する「走る看護師=ラン・ナース」が、精神科病院6施設間(総距離114km)を6月25日から7月9日の15日間をかけて走る「ナースマラソン」を実施し、6施設から合計40人の看護師が参加しました。

当センターからは5人のラン・ナースが、7月1日に当センターから水口病院までの約30kmをタスキリレーで走り、当日、給水などのサポートで参加した職員とともに、大会を盛り上げました。

「こころの日」の目的が、県民の方にも認知され、精神障がい者の地域での生活の定着ができるよう、理解のタスキをこれからもつないでいきます。

BLS(一次救命処置)研修を実施しました

医療安全の取り組みの一つとして、誰もが救急時に対応できることを目的に、コ・メディカルスタッフ（医師・看護師以外の医療従事者）・事務局スタッフを対象として、7月にBLS研修を実施しました。

院内で倒れている人を発見した際の応援の求め方や、ストレッチャーやAED（自動体外式除細動器）の場所の確認、心臓マッサージやAED操作を実際に体験しました。

例年BLS研修を行っていますが、「忘れている」「いざとなるとできるか心配」との声があり、継続的に研修を続けていく必要性を実感しています。



精神科訪問看護を行っています

当センターに通院中の方で、精神症状などにより生活のしづらさや困りごとを抱えている方などを対象に、治療薬の内服の確認や安全で快適な日常生活を送れるように、「訪問看護」を行っています。症状と上手くつきあう事や、自分らしく生活できる方法を共に考えます。また、患者さんやその家族が望む生活を送れるように支援しています。

曜日・時間：平日 9時～17時
（土、日、祝日、年末年始を除く）
スタッフ：看護師、精神保健福祉士

その他遠方にお住まいの方や、患者さんの状況に合わせて、当センターから居住地近くの地域の訪問看護ステーションへつないでいます。そこでの支援も受けながら、通院治療の継続を行っています。



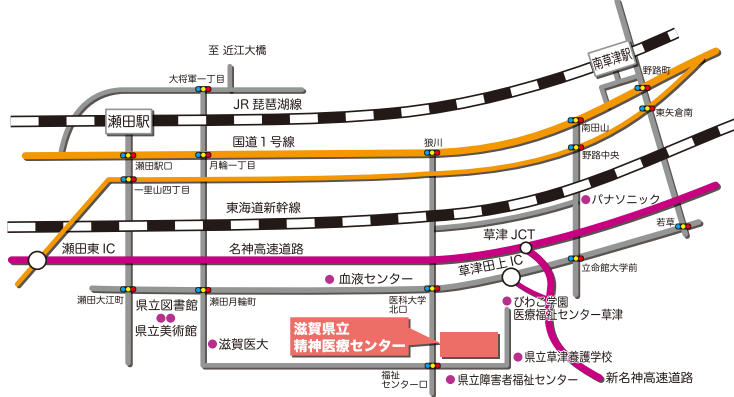
～医療観察法病棟入院対象者の状況～

平成29年9月1日現在

性別：男性17名、女性5名
出身地：滋賀県8名、京都府3名、大阪府5名、兵庫県2名、和歌山県1名、福井県3名
年齢：30歳代8名、40歳代10名、50歳代1名、60歳代1名、70歳代2名
疾病：統合失調症、統合失調型障害および妄想性障害19名、気分（感情）障害1名、心理的発達の障害2名
対象行為：殺人1名、殺人未遂6名、放火4名、傷害9名、強制わいせつ1名（強盗と傷害の重複が1名）
治療ステージ：急性期2名、回復期10名、社会復帰期10名

交通のご案内

●アクセス●



JR瀬田駅から

- バス（滋賀医大方面行き）
 - ◆ 大学病院前下車 徒歩10分
 - ◆ 歯科技工士専門学校前下車 徒歩5分
- タクシー 約15分

JR南草津駅から

- バス（草津養護学校行き）
 - 総合福祉センター前下車徒歩1分
- タクシー 約10分

自動車

新名神高速道路
草津・田上ICから約5分

外来診療のご案内

診療日：月～金曜日

休診日：土・日・祝日・年末年始

予約専用ダイヤルにて予約をお取りください。

	月	火	水	木	金
新患担当	輪番制(午前) 柴原(午前)	高橋(午後) 稲垣	栗山(午前)	有村(午前) 藤井(午前) 稲垣	輪番制(午前)
精神科外来	濱川 柴原(午前)	柴崎 辻本	大井 松村	大門 千貫 有村(午前) 松村	辻本 野口
思春期専門外来		大門 野口 稲垣		稲垣	
アルコール専門外来			柴崎 千貫		大井 濱川
光トポグラフィー外来			輪番制		
内科外来	松崎	松崎 (午後休診の 場合あり)	松崎	松崎	松崎

予約専用ダイヤル：077-567-5023 でお受けしています

受付時間：平日の9時から16時まで

緊急時は、代表電話：077-567-5001へおかけください



ホームページ (<http://www.pref.shiga.lg.jp/e/seishin/>) でもご覧いただけます。

〒525-0072 滋賀県草津市笠山八丁目4番25号

滋賀県立精神医療センター Tel：077(567)5001/Fax：077(567)5033